

○見附市農業労働力支援補助金交付要領

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 当市における農繁期の人手不足が慢性化していることから、農作業労働力確保支援アプリの利用料を支援し、農繁期における短期的労働力を結びつけるとともに、農業への参加機会の増加から新たな雇用と担い手などの創出を図るため、予算の範囲において見附市農業労働力支援補助金を（以下「支援金」という）を交付するものとし、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号）に定めるもののほか、必要事項を以下に定める。

(用語の定義)

第2条 この要領に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)市内農業者 見附市農家台帳に登録されている者、及び、その世帯員
- (2)農業法人 見附市内に事業所を有する農業法人を言う
- (3)農作業労働力確保支援アプリ 短期的な人材確保を希望する事業者と、地方で短期的に働くことを希望する人を結ぶサービス又はシステムの提供事業を実施する民間事業者のプラットフォームをいう。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3項に規定する労働者派遣事業を行う事業者が運営するものを除く。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、見附市農家台帳に登録されている者、及び、その世帯員または見附市内に事業所を有する農業法人（以下「交付対象者」という）とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 交付対象者が農作業労働力確保支援アプリを利用し短期に人材を雇用するものであること。
- (2) 交付対象者と短期に雇用する人材が常用雇用の関係にないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、交付対象者と人材のマッチング成立後に、交付対象者が農作業労働力確保支援アプリ運営事業者へ支払う利用料等から消費税額相当分を差し引いた額とする。

(支援金の交付)

第6条 支援金の交付は申請者1回限りとし、交付額は1万円を上限とする。

2 本支援金は、交付対象者が本市に申請したものについて支払うものとする。

(支援金の交付申請)

第7条 交付対象者は、農作業労働力確保支援アプリ等事業者から発行される請求書、あるいは領収書とともに、見附市農業労働力支援交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定および通知)

第8条 市長は、前条による請求を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合、交付対象者に対し見附市農業労働力支援交付決定通知書(様式第2号)により通知し、速やかに支援金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。